

## 道路構造令の一部を改正する政令案要綱

第一 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として、自転車通行帯を新たに規定し、その設置要件を規定するものとする事。 (第二条及び第九条の二関係)

第二 自転車道の設置要件として、設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるものを追加するものとする事。 (第十条関係)

第三 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道又は市町村道とする計画がある場合の特例の対象として、自転車通行帯を追加するものとする事。 (第三十七条関係)

第四 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合の特例の対象として、自転車通行帯を追加するものとする事。 (第三十八条関係)

第五 この政令は、平成三十一年四月二十五日から施行するものとする事。 (附則第一項関係)

第六 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする事。 (附則第二項関係)

第七 その他所要の改正を行うものとする事。